

東浦町事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 9 月14日

東浦町長 日高 輝夫

東浦町規則第26号

東浦町事務分掌規則の一部を改正する規則

東浦町事務分掌規則（昭和56年東浦町規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び別表を改正後の欄の条及び別表に改める。

改正後

第5条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の施設欄に掲げる施設にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職はそれぞれ同表の職員の種類欄に掲げる職員をもって充て、その職務はそれぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

施設	職名	職員の種類	職務
保育園の項から子育て支援センターの項まで 略			
公民館	館長	職員	上司の命を受け、館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		用務員 その他の職員	上司の命を受け、館の清掃、文書送達等の業務に従事する。
郷土資料館の項及び体育館の項 略			
ふれあいセンター	センター長	職員	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		職員	上司の命を受け、センターの
コミュニティ	センター長		

改正前

第5条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の施設欄に掲げる施設にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職はそれぞれ同表の職員の種類欄に掲げる職員をもって充て、その職務はそれぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

施設	職名	職員の種類	職務
保育園の項から子育て支援センターの項まで 略			
公民館	館長	職員	上司の命を受け、館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		用務員 その他の職員	上司の命を受け、館の清掃、文書送達等の業務に従事する。
郷土資料館の項及び体育館の項 略			
ふれあいセンター	センター長	職員	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

センタ ー			事務を掌理し、 所属職員を指揮 監督する。				
	用務員	その他 の職員	上司の命を受 け、センターの 清掃、文書送達 等の業務に従事 する。				
2 略 別表（第3条関係） 政策企画部及び総務部 略 ふくし文化部 ふくし課 地域共生社会推進係 略 社会高齢係 （1）から（5）まで 略 （6） <u>交流館</u> に関すること。 （7）及び（8）略 障がい福祉課から学び支援課まで 略 こども未来部からインフラ整備部ま で 略				2 略 別表（第3条関係） 政策企画部及び総務部 略 ふくし文化部 ふくし課 地域共生社会推進係 略 社会高齢係 （1）から（5）まで 略 （6） <u>老人憩の家</u> に関すること。 （7）及び（8）略 障がい福祉課から学び支援課まで 略 こども未来部からインフラ整備部ま で 略			

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。